

N-1-1
270

週報

第一號

官報附録

昭和十一年十月十一日
昭和十一年十月十日
日曜
行
（第一冊）

○ 税制改革の要領



（臨時事務所）

○ 西班牙内亂を繞る
歐洲の政局

五錢

昭和十一年十月十四日



N-1-1
sp 70

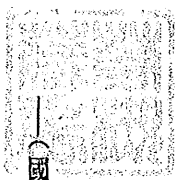
週報

第一號

官報附録

昭和十一年十月一日發
昭和十一年十月十四日發
D 第三種郵便物認可
（毎週一回本報日發行）

○稅制改革の要領



（國際時事解説）

○西班牙内亂を繞る

歐洲の政局

五錢

昭和十一年十月十四日

發刊に際して

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へてその正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞くことは國政運用の要諦である。又新たに法令が制定された場合實效を期するには、その趣旨や内容の一般によく諒解されることが肝要である。その他政府の各種機關に依つて得られる内外一般の情勢、産業經濟學術技藝等に關する資料を廣く公表してその活用を圖ることは甚だ有用である。週報はこの趣旨に依り從來の官報雜報の規模を擴充してその體裁内容を改め、法令法案各種政策の解説、内外一般情勢、産業經濟學術技藝に關する資料等を掲載して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

税制改革の要領……………大藏省主税局

—(國際時事解説)—

西班牙内亂を繞る歐洲の政局(一)……………外務省情報部

税制改革の要領

大藏省主税局

一 税制改革の目標

税制整理は過去に於ても屢々論議せられ之が實行を見た。然し整理の目標とする所は其の時々に於て必ずしも同一ではなかつた。大正九年及大正十五年に於て斷行された税制整理は最近に於ける大改革と稱せられたのであるが、未だ根本的の改革といふ程のものでなかつた。

勿論税制に關する整理改革の目標は租税政策の觀點からばかりでなく、産業政策、金融政策等あらゆる角度から充分に考察して定めらるべきである。換言すれば産業、資源、貿易、國防等國政全般に互る視野から充分な検討を経て確立さるべきである。

今回の税制改革は之を抽象的に云ふならば現内閣の庶政一新の實現に外ならず、又之を具體的に云ふならば馬場藏相が、就任直後に發表された「國防の充實、農山漁村經濟の更生、其の他國力の伸張、國本の培養上幾多重要な國策の實現を期する爲め、中央地方を通じて租税制度の根本的改革を行ひ、負擔の均衡と租税收入の増加を圖る」との聲明の具體化に外ならぬ。斯くて改革案は「中央地方を通じ國民租税負擔の均衡」「租税收入の増加に依る財政基礎の確立」「弾力性ある税制の樹立」の三大綱目

を目標とした。以下順次これについて説明を加へやう。

一 中央地方を適する税制の根本的改革を行ひ國民租税負擔の均衡を圖ること。

(一) 地方的負擔の不均衡を是正すること。

(二) 動産と不動産との間に於ける負擔の不均衡を是正すること。

(三) 法人と個人との間に於ける負擔の不均衡を是正すること。

最近國民經濟の發展は所謂富の都市集中の傾向を著しくした。これが爲税源は漸次都市に集中し地方農山漁村に涸渇するに至つた。地方財政は收支の均衡を得難く住民に對し負擔を加重するの已むなき現狀である。

今、昭和十年度直接國税負擔狀況に依つて各地方の負擔力を見やう。

昭和十年度直接國税負擔狀況(一人當)

全國平均	六一七〇
東京府	二二、五五二
大阪府	一六、一六〇
鹿兒島縣	一、七七四
青森縣	一、五二四

假りに前表に依つて一人當の平均負擔力を推定すると全國平均を二〇〇とすれば東京府三六六、大阪府二六二に對し、鹿兒島縣二八、青森縣二五を示すと云ふ現狀である。この數字から見ても地方に於て

は負擔力が如何に少ないか、財源の涸渇が如何に甚しきか、驚くべきものがあらう。其の結果として地方税負擔には著しき不均衡を來してゐる。今直接國税百圓當地方税負擔額を表示すれば左の通りである。

昭和十年度直接國税百圓當地方税負擔額

全國平均	一五二、〇七
東京府	五五、三六
大阪府	七八、九一
鹿兒島縣	四二四、〇二
青森縣	四六六、一四

假りに全國平均を一〇〇とすれば、東京府三六に對し青森縣三〇七となつてゐる。

これが是正の爲には根本的な税制改革を行ふを最も適當なる方策とする。從來試みられた税制整理は常に國税の整理が主であつて、地方税との關係は閑却され勝であつた。然るに國税と云ひ、地方税と云ひ、其の税種は異つてゐるが之を負擔する個人は同一人である。國税に於て軽減されるも、地方税に於て重課されるならば眞に其の個人の負擔力に應じた税制といふ事が出来ない。改革案が中央地方を通じ、一貫せる整理改革の目標を以て地方税制に思ひ切つた斧鉞を入れたことは將に劃期的な意義を持つてゐると云ふべきである。

從來租税制度に於てばかりでなく、法律、經濟生活に於ても不動産を重視する傾向にあつたのであるが、更に租税制度に於ては動産は課税上その捕捉困難である關係から、捕捉に容易な不動産殊に土

地所有者は重課されてゐた。而してこの傾向は財源の動い地方に於て殊に著しかつた。然し近年の經濟界の發展は最早不動産重視の思想を離れ、動産殊に有價證券中心時代を現出した。改革案が動産と不動産との間に於ける負擔不均衡の是正を目標としたのはその反映である。

次に近時國民經濟の發展は大企業による經營を發達せしめた。殊に株式會社制度の發達は資本の吸收を容易にし、法人形態に依る企業を著しく發達せしめた。法人企業の未だ發達せざる時代に於てはこれを保護する必要があつた。従つて租稅制度に於ても法人に對する課稅は比較的寛であつた。大正九年に於ける稅制整理に於ては法人の課稅に一步を進めたのであつたが、今日より之を見れば未だ個人の負擔に比較し充分ではなかつた。法人企業が其の資本の強大、生産費の低下等に依り収益率の増大を來し個人企業に比し優位を占めつつあることは最近殊に顯著の事實である。これを最近に於ける法人所得の趨勢について觀るに假りに昭和六年に於ける法人所得を一〇〇とすれば昭和十年に於ては一躍一九六となり個人所得の増加割合が僅かに一二二なるに較べ思ひ半に過ぐるものがあらう。即ち現下の經濟情勢に適應する稅制改革を行はんとすればこの法人企業の躍進的發展に伴ふ擔稅力に著眼し法人に對する加重を企圖すべきは當然である。

二 租稅收入の増加を圖り以て財政の基礎を確立すると共に現代の國權を濶然後代國民の負擔に遺すが如きことならしむること。

現下我國の財政は歳入の缺陷を所謂赤字公債を以て補填してゐる。然し我國内外の情勢は、國運の進展を期する上に於ても、國民生活の安定を圖る上に於ても、將來の歳入を減少せしむることは恐らく不可能である。否更に新なる國費の増加をさへ覺悟せざるべからざる實情にある。然しこの増加する經費の所要乃至將來の財政計畫に對し何等の見透しを付けず漫然赤字公債に依つて賙つて行くことは國民生活の安定に、財界の安定に果して適當な方策として是認するべきであらうか。速に財政計畫を樹立し普通歳入の増加を圖り而してこれを國民に明示し、國民の批判に訴へ、國民の協力を求め所謂官民一途、財政の基礎を確立することこそ喫緊のことであると云ふべきであらう。

三 中央地方を通じ強力性ある稅制を樹立すること。

最近に於ける國際情勢の動向は廣義國防の充實其の他幾多國策の遂行を焦眉の念としてゐる。これ等の經費を支辨する方法としては普通に公債政策、租稅政策の二方策が考へられるが財政の信用を保持し、國民經濟の發達を阻害せずしてこの目的を達する爲には租稅政策に重點を置くことが必要である。

一一 整理改革の方針

稅制改革の目標は前述した。改革案がこの目標を租稅體系の上に如何に具現したか。

一 國稅



(一) 直接税の體系は所得税を中樞とし収益税及財産税を以て補完すること。

所得税を「直接税體系の中樞」とすることは租税體系論から見ても最も進歩した租税體系を採用せるものである。所得税を補完すべき現行収益税制度は地租、營業収益税及資本利子税と地方税たる家屋税を以て組成せられてゐる。然し家屋税を地方税として存置することは現行家屋税が地方によつて負擔に著しき相違あることと國稅収益税との間に重複課税に陥りつつある等の事由から見ても公正を期することが出来ない。つまり収益税は凡て國稅であるに拘らず地租と同じく不動産収益税である家屋税を地方に残して置くことは體系上から適當でないばかりでなく、實際上も税率並に課税標準の決定は府縣によつてまちまちであつて負擔の權衡を得る所以でない。改革案が多年の懸案であつた家屋税を國に移し以て負擔の公正を期すると共に収益税制度を整備したことは實に重大な意義を持つてゐるといふべきであらう。

地租、營業収益税、資本利子税及家屋税の課税に依つて資産重課の目的は達せられるのであるが、現行の収益税は其の課税標準、課税技術等所得税と同じくする點に於て負擔の公平を得ざる憾がある。故に改革案は財産税を新設し、収益財産たるは無収益財産たるを問はず財産の所有に著眼して凡ての財産に潜在する擔税力を捕捉し各税相牽連せしめて、補完作用を強化せしむることを期したのである。更に現下の國際情勢は弾力性ある税制の確立を必要とすること前述の如くであるが、財産税の新

設はこの目的に副ふ所以である。

(二) 間接税に付ては所謂社會大衆の生活を脅威せざる程度の増税に止むること。

間接税が比較的大衆に負擔せらるる割合多きを以て租稅收入の大部分が大衆に依つて負擔せらるるものであると斷定されることは一應の理由があり、大衆課税論の起る所以である。然し今回の改革案に依る間接税の増徴を見るに比較的奢侈的消費と認めらるる品目を選び、而もその増徴の割合もあまり高くないのであるから所謂大衆の生活を脅威する程度のものとは認められない。更に今回の改正に於ては所得税相續税等の直接税の増徴の割合を高めたので従來非難のあつた間接税偏重の點は大に改善されたのである。

(三) 流通税を整備し新に有價證券移轉税及賣上税を創設すること。

流通税は租税制度上其の發達は古いのであるが流通經濟の發展と共に常に發達する傾向を持つてゐる。我國に於ける流通税は其の時々の財政上の必要に應じ創設せられ、從來の税制整理に於ても全般的の整理を試みられたことがなかつた。従つて體系として整備せざるばかりでなく凡ての流通經濟を捕捉することに缺け、殊に動産の流通を捕捉せざる大きな不備があつた。改革案は各税間の負擔の權衡を是正すると共に有價證券移轉税及賣上税を創設し以て流通税の整備を爲すこととした。

斯くて改革案は直接税、間接税及流通税に互つて理論上に於ても實際上に於ても整備擴充せられ、近

代國家の理想とする租税體系を整ふるに至つた。

二 地方税

負擔の不均衡が地方税に於て殊に著しく改革案が根本的是正を目標としたことは前述せるところである。これを昭和十年度の負擔について見よう。

家屋税貸賃價格一圓當負擔額

全國平均	四二・三 ^圓
東京府	六・五
大阪府	一〇・九 ^圓
高知縣	七六・三
秋田縣	四〇・〇

全國平均を一〇〇とすれば東京府一五、高知縣一八〇となる。

地租附加税本税一圓當負擔額

全國平均	一三三・五 ^圓
東京府	五六・〇
大阪府	一〇四・四 ^圓
徳島縣	一、五三六
宮城縣	一、四五二

全國平均を一〇〇とすれば東京府四二、宮城縣一〇九となる。

改革案はこの負擔の不均衡を是正する爲、或は附加税及其の税率に對する制限を設け、或は雜種税

の種目及税率に整理軽減を行ひ、或は戸數割を全廢し、地方税制としては實に劃期的な改革を試みた。

三 地方財政の調整

我が地方財政が概して歲計收支の均衡を得難く、住民が負擔過重に陥り、財政基礎の確立、負擔軽減の急務なることは前述せる如くである。改革案に於てはこの點を考慮し負擔過重の弊を是正する爲家屋税の國稅移管、戸數割の廢止等に依り初年度約二億二千萬圓、平年度約二億九千萬圓の減税を企圖した。其の結果に依る地方團體に於ける、財政の調整は次の如き方法に依ることとした。

従來地方團體の財政調整の方策として地方團體に獨立の税源を與ふべしとする論がかなり有力に行はれた。然し地方團體に税源を與ふことは税源が豊富で、比較的租稅負擔の輕き地方には益々多くの收入を齎らし、之に反し税源が貧弱で比較的租稅負擔の重き地方殊に農山漁村はこれに依つて充分の收入を擧げることが出來ず、却つて地方負擔の不權衡を益々大ならしむることとなる。改革案が地方團體に委ねる税源に付き再檢討を試み、國に於て徵收した租稅を地方財政の實狀に應じ再配分する地方財政調整交付金の制度を確立することとした所以はここにある。即ち地租、營業收益税及家屋税の本税を市町村に對する地方財政調整交付金の財源とし、資本利子税の全部及所得税の一部(本税に對し約二割程度を附加徵收したる額)を道府縣に對する地方財政調整交付金の財源とし、強力な財政調整交付金の「プール」を組成することとした。

改革案に依れば地方財政は弾力性を失ひ地方自治を萎微せしむるとの論が行はるることであらうが、現在のやうに住民は負擔の過重に苦しみ、生活の安定を得ず、地方財政は收支の均衡を得ず何れに自治の實體が存すると云ひ得やうか。地方團體はその住民の負擔力に應じ財政上の獨立を得てこそ眞の自治といふべきであらう。今回の改革案に於てはこの點に深く留意し地方財政調整交付金制度を確立し有力なる各種の租税を一體とした「プール」を組成した。これに依つて中央地方を通じて一九とし活潑なる活動の基礎が確立されることとならう。

三 整理改革の要綱

一 所得税

所得税を直接税體系の中樞としたことは前述した通りであり、これに相當の増徴を行つたことは當然である。即ち先づ法人重課の趣旨に依ることとし、第二種所得の源泉課税を廢して綜合課税の主張を擴充し、第三種の所得に對しては多額所得者に對する累進率を引上げ、眞に直接税の中樞たらしめた。

(一) 第一種所得税は左の割合で増徴することとした。

普通所得

本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人

百分の十(現行百分の五)

本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人

百分の二十(現行百分の十)

超過所得

普通所得金額中資本金額に對し年百分の七の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額

百分の八(現行一割超過百分の四)

同百分の十五の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額

百分の十六(現行二割超過百分の五)

同百分の二十五の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額

百分の二十八(現行三割超過百分の二十)

清算所得

百分の十(現行百分の五相當)

積立金又は不課税所得より成る金額に對する課税(現行百分の五)を廢し清算分配金は之を個人に綜合課税する。

備考

所得税附加税は従來府縣市町村を通じ平均約四割二分であつたものが今回の改正により國が附加徴収する分二割、府縣が徴収する分一割合計三割に軽減せられたのである。

(二) 第二種所得はこれを廢し第一種及び第三種所得に綜合課税することとした。

綜合課税制度の下にあつては、各種の所得を綜合し累進課税をなして初めて各人の負擔力に應じた課税となる。改革案は國債に對しても新に課税することとしたので綜合課税をめぐつて、國債利子と銀行預金利子等との課税が喧しい問題となつた。從來課税關係に於て無風地帯にあつた國債の利子に新に課税することは將來の國債消化の上に支障を來すとの一應の懸念は生ずる。然し國債の利子は既に資本利子税を課せられて居り、新に所得税を課せらるることとなるもそれは要するに程度の問題である。銀行預金の利子に付ては銀行預金が株式方面の投資に逃げ公債消化に支障を來すとの懸念必しも絶無ではないが、一面今回の改革案は前述せる如く法人に對する重課、株式所得に對する四割控除の廢止を企圖してゐるので、株式投資に代るとは考へられない。而して國債政策上の見地から左記の如き規定を設けた。

- (1) 國債利子は法人に付ては利子金額の百分の二十五の控除を行ふ。
- (2) 第二種所得中甲の所得に付ては左の控除を行ふ。
 - 地方債 利子金額の百分の三十
 - 社債 百分の三十
 - 銀行預金 百分の三十
 - 貸付信託 利益金額の百分の三十
- (3) 國債の利子は個人に付ては利子金額の百分の五十の控除を行ふ。
- (4) 産業組合貯金及銀行貯蓄預金(定期積金を除く)に付ては元本二千圓を超える場合に限り免税

- (5) を廢止し利子金額の百分の四十の控除を行ふ。
- (5) 當分の内國債及預金利子並に貸付信託利益に付ては納税義務者の申請ありたる場合に限り左の税率に依り利子支拂の際課税し得るものとする。
 - 國債 利子 百分の四
 - 銀行預金 利子 百分の七
 - 貸付信託 利益 百分の七
 - 産業組合貯金及銀行貯蓄預金 百分の六
- (6) 第二種所得中乙の所得に付ては其の税率(現行百分の七五)を百分の十に改める。
- (三) 第三種所得税は税率を千圓以下の金額に對する百分の〇八より四百萬圓を超える金額に對する百分の五十八に至る超過累進となし、附加税を含め現在負擔額に對し平均三割程度の増税に止め少額所得者には輕課し多額所得者には重課することとした。
 - (0) 第三種所得税の課税最低限については相當議論の餘地はあるが改革案は千圓に引き下げた。元來所得税は國民が洩れなくその力に應じて納税するのを理想とすべきだ。即ち國民税であるのを理想とする。
 - (四) 株式所得の四割控除を廢して株式取得に要した負債の利子は所得計算上控除することとした。第二種所得の綜合課税と共に株式配當金の全額に對し課税することになつたのは今次の改革に於ける相當大なる改正と云ふべきだ。元來株式配當金に對し四割を控除することは株式取得に要し

た負債の利子を控除するの趣旨であつたが、それには何等根基もなく、負債のあるものも、負債のないものも一律に控除することは、負擔の公平を失するものと云ふべく、又動産と不動産との課税上の不權衡とも見るべきものであるからこれが是正を試みたのである。

二 地 租

地租はその税率を現行通りとし、少額地租免除の範圍を擴大し従來貸賃價格の合計額一圓未満なりしを五圓未満として、小地主の負擔輕減を圖ることとした。なほ舊に六十九議會を通過した貸賃價格改訂法に依つて目下各地に於て貸賃價格の調査中であるが、これが完成の曉に於ては地租額壹千萬圓以上の減税となる見込である。従つて土地負擔は餘程輕減されることとならう。

三 營業收益税

個人營業收益税の課税最低限は第三種所得税の課税最低限に比し高しとして従來から引上げを要望されてゐた。改革案は現行四百圓を六百圓に引上げ、税率も純益千圓以下の部分には現行の百分の二・二を百分の二に引下げ、千圓を超え三千圓以下の部分に付ては現行税率二・二を據置としたのであるが、三千圓を超える部分に現行の百分の二・六を百分の三に引上げて負擔の權衡に意を用ひた。なほ附加税を含めた個人營業收益税の負擔は純益の極めて大なる一小部分の者を除いては其の負擔は輕減される結果となつた。

法人に對しては現行百分の三四を百分の四に引上げ法人、個人間の負擔の權衡を保持せしめたのであるが附加税を含めると現在負擔額に對し約一割弱の増税に過ぎない。

四 資本金子税

資本金子は純然たる資産所得であるに拘らず、本税が實施後日淺いので税率甚だしく低きに過ぎてゐた。今回は地租、營業收益税等との權衡上左記の如く税率を引上げ、國債利子に付ては國債政策上據置くこととした。

なほ産業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子並に邦人の所有する外貨債の利子に對し課税し夫々新しい意義を持たしてゐる。

- (一) 甲種 國債利子 百分の二(現行通) 地方債利子 百分の四(現行百分の二)
- 其の他 百分の五(現行百分の二)
- 乙種 百分の五(現行百分の二)
- (二) 産業組合貯金及銀行貯蓄預金(定期積金を除く)の利子に付ては元本二千圓を超ゆるものに限る
- 百分の四の税率を以て課税する。

五 家屋税

前述せる如く地方税家屋税を國に移管し收益税制度を整備し、補充作用を充分ならしめ負擔の公平

と課税の均衡を期することとしたのは改正案の一大骨子といふべく、更に國税及附加税を通じて相當程度の減税をなすこととしたのは不動産重課に對する緩和の一つである。

六 相續税

相續税の増率は所謂不勞利得を重課するの趣旨と、我國の立法が諸外國の立法に比し低率であることとの二つの理由から常に論議されてゐたが、今回の一般増税の機會に十割程度の増税を行つた。必至の問題を解決したに止つてゐるといふべきだ。

相續税の増徴に伴ひ家族制度の維持を困難ならしむるとの非難あるに鑑み一定額以下の家督相續の場合に家族控除の制度を認めることとした。

七 酒 税

酒造税に對しては從來造石税に代るに庫出税、從量税に代るに從價税の議論が相當有力に行はれてゐた。

酒類を清酒、濁酒、白酒、味淋、麥酒、果實酒及其他酒の七種に區分し左の如き税率を以て各酒類間の負擔の均衡を考へ平均二割程度の増税を試み、酒精及燒酎に對しては專賣制を採用することとした。

第一類 清 酒(醸造酒)

第一種 一石に付

五二圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分二〇度を超ゆる一〇度毎に二四六〇錢を加へたる金額)

第二種 一石に付

四八圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分二〇度を超ゆる一〇度毎に二四四〇錢を加へたる金額)

第三種 一石に付

四六圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分二〇度を超ゆる一〇度毎に二四三〇錢を加へたる金額)

第四種 一石に付

四四圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分二〇度を超ゆる一〇度毎に二四二〇錢を加へたる金額)

第二類 清 酒(合成酒)

一石に付五二圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分二〇度を超ゆる一〇度毎に二四六〇錢を加へたる金額)

濁 酒 一石に付

四〇圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分二〇度を超ゆる一〇度毎に二四〇〇錢を加へたる金額)

白 酒 一石に付

四八圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分二〇度を超ゆる一〇度毎に二四四〇錢を加へたる金額)

味 淋 一石に付

四八圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分二〇度を超ゆる一〇度毎に二四四〇錢を加へたる金額)

麥 酒 一石に付

四〇圓

果實酒 一石に付

三〇圓

其の他の酒 一石に付

五〇圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分二〇度を超ゆる一〇度毎に二四五〇錢を加へたる金額)

八 織物消費税

現行織物消費税は主として高級と目される織物にのみ課税してゐるといふことが出来る。今回は税率百分の九を百分の十となすこととし、織物との權衡から「絹及毛のメリヤス」「レース」「フェルト」にも課税することとした。

九 砂糖消費税

國民生活の向上と、消費の自然増加に伴ひ砂糖消費税の収入は逐年増加の傾向にあるに鑑み、今回約二割程度の増税を試み、他而砂糖との權衡から代用品たる飴に對しても新に課税することとした。

一〇 取引所税、登録税、鑛業税、印紙税

改革案はこれ等の諸税につきても負擔の公平を期する爲め整備擴充を圖り、不動産に關する登録税に於ては約二割の減税をすることとした。

一一 財産税

財産税を新設し第二次的補完税として直接税體系を整備したことは前述せる如くであるが、財産税に關しては大正九、十、十一年の臨時財政經濟調査會で成案を得ながら實施するに至らなかつたものである。

財産税が財産の元本を侵蝕するから良税でないといふ意見もあるが、要は税率の如何である。税率を輕微ならしむれば元本を侵蝕するの虞はない。

税率は法人にあつては拂込資本金及積立金の合計額に對し千分の二・五、個人にあつては三萬圓以上の財産に對し千分の一とし極めて輕微の課税をなすこととしてゐる。因に臨時財政經濟調査會の案に依る個人の税率は最低千分の四、最高千分の十の超過累進率を採用してゐた。

財産税に於て問題となるのは不動産重課に陥り易いことと、財産の評価に關することである。改革案

は財産評價に關する規定を設け評價の公平適正を期すると共に不動産重課の弊に陥らざる様留意した。

一二 賣上税

我國の租税制度を觀るに流通税が最も貧弱であつて、これが整備の必要あることは上述した。賣上税は今日多數の國家に於て採用せられつつある流通税であつて、今回の改革案がこの賣上税を採用して我國流通税の整備を圖らんとするのは正に適當なる措置と云はねばならぬ。從來我國に於ては、不動産の流通に對しては寧ろ重きに過ぎる程の課税が行はれて來たが、國民經濟の發展に伴ひ益々増大しつつある動産の流通交換に對しては殆んど見るべき課税が存しなかつた。賣上税は、有價證券移轉税と共に、我國流通税制度に於けるその缺陷を補はんとするものである。

賣上税に付て種々の非難の存することは考へ得られるが、其の議論が實際問題として相當考慮に値するに至るのは税率が相當に高い場合に限られる。例へば獨逸、佛蘭西等に於けるが如く百分の二と云ふが如き税率に依るとすれば、非常に巨額な収入が得られる半面に於て、種々の弊害の存することも亦認容せねばならぬ所であらう。然し若し今回の改革案に於けるが如く千分の一程度ならば種々の非難は實際的には殆んど問題となり得ないのであらう。元來、賣上税は流通税であるから其の負擔の全部が消費者に轉嫁されるものではないが、假りに相當程度轉嫁せられたとしても、其の負擔は大體に於て各人の消費力に應じたものとなるのであつて、大なる所得を有し従つて消費高の大なるものはそれだけ

多く、反之所得少く消費高の小なるものはそれだけ少く負擔することになるのみならず、米、鹽、肥料等の物品には免稅するのであるから小所得者や農業者の負擔は餘程緩和せられる譯である。

尙營業收益稅を存置しながら賣上稅を創設するのは營業者に對する重複課稅であると謂ふ議論があるが、賣上稅は財貨の流通交換に對して課する流通稅であつて營業稅ではないから此の議論は當らない。更に今回の賣上稅に於ては、三萬圓と謂ふ免稅額が設けられると共に、百貨店には高い稅率に依つてゐる。これは中小商工業者の負擔を幾分にも緩和せんとするのと、間接に中小商工業者の營業を有利ならしめんとするの意圖に出づるものであつて今日の情勢から見て至當の措置と云ひ得るであらう。賣上稅の要領を簡單に説明するに、先づ課稅の範圍は大體現行營業收益稅の課稅營業の範圍と歩調を一にすることになる。稅率は上述の如く一般には千分の一と云ふ低率とし、唯百貨店に對しては千分の三とした。種々の免稅品の存することも上記の通りであるが、他の流通稅例へば取引所取引稅、有價證券移轉稅等との重複課稅を避くる爲適當なる規定を設けらるることとなる。最後に課稅方法は、原則として、納稅義務者に毎月申告せしめ、大體此の申告に基き毎月納稅せしむることになるであらう。

一三 有價證券移轉稅

不動産の移轉に對し登録稅を課しながら有價證券の移轉に對し課稅せざることは動産不動産間の權衡を得ず、一面最近に於ける有價證券の取引の増加は課稅財源として極めて適當なるものある等の理

由より改革案は有價證券移轉稅を新設し有價證券の移轉に對し課稅することとした。

株券、社債券、地方證券、商會社の持分に對しては千分の一、國債に對しては萬分の五の稅率を以て有價證券の移轉契約者に印紙を貼用して課稅することとしてゐる。

なほ左記の場合は免稅する。

- (一) 政府、道府縣、市町村等の取得
- (二) 國債、地方債及社債の發行に因る取得
- (三) 日本銀行を相手とする國債の取引に因る取得
- (四) 商會社の設立、合併又は組織變更若は増資に依る取得
- (五) 券面二十四圓未満のもの取得但し地方債、勸業債券等は二十圓以下とす。

一四 揮發油稅

揮發油稅の新設は代用燃料の生産を助長し燃料國策に資することを目的としたものであるが現在相當多額の財源を得らるのみならず將來益、收入の増加を期待し得る等の事も本稅創設の理由である。本稅に對しては今日自動車の普及等の事情より大衆課稅なりとの非難がある。然し自動車の分布等の情況から見ても大衆課稅なりとの議論は當らない。

一「ガロン」五錢の稅率を以て課稅することとし、製造場又は保稅地域等より揮發油を引取る時其の引取人に對し課稅する。

(完)



西班牙内亂を繞る

歐洲の政局(一)

外務省情報部

一、スペイン内亂の特異性

七月十七日カナリヤ駐屯司令官フランコ將軍を首領とするモロッコ駐屯軍によつて口火を切られたスペイン内亂は、豫ねて鬱積されたスペイン特有の革命的要素の數々に油を注いで、忽ち燎原の火の如くスペイン全土に燃え擴がる外、火炎は躊躇なく國境を越えて、ヨーロッパ大陸に新しく形成された二大陣營に迄飛火し、今やスペイン内亂はヨーロッパ全體に互る左右兩翼の鬭争を激化するに至つた。

ヨーロッパに新しく現はれた二つの陣營、——夫れはソヴィエト聯邦及人民戦線内閣を有する佛國等を中心とする左翼的ブロックと獨伊を盟主とするフアンシヨの國家社會主義の對立である。世界大戦直前のヨーロッパに於ける分野は、或は三國同盟側、或は英佛協商側といふやうに事前に於ても既にその對立が豫見される程度に分明となつてゐた。イタリアが三國同盟から離反して英佛側に寝返つたことが武士道氣質から見て奇異に感ぜられた位であつた。大戦直後のヨーロッパ國家群の對立も大體ヴェルサイユ條約を基本として、これを恪守せんとする現状維持派と、これに不満を表する現状打破

組の二大ブロックに岐れ、假に何等かの一大破局が再度爆發する場合を想像するも、その去就向背の歸趨は自ら見透されるやうな對立を示してゐた。然るに一九三〇年前後からのヨーロッパ國家群は急激な旋回運動を始めた。それは右の如き政治的理由に基く現状維持派と現状打破派の間に歐洲政局の變遷に伴ふ立場の變化を來した事にも起因するが他方經濟上の世界不安即ち消費と生産の極度の不均衡に伴ふ思想的乃至階級的鬭争が各國に於て發生した爲に益々拍車をかけられた有様で在歐諸國の離合集散に關しては豫測を許さず、大戦によつて確立されたデモクラシーそのものの中で前掲のやうな新しい分解作用を起すに至つた。しかし此の右か左かの二大陣營の永續性に對しては、殆ど確信を以て豫言を下し得ない内面的悩みが夫々伏在して居り、ヨーロッパの現状は昨日の敵は今日の味方、今日の味方は明日の敵といふ箇の眼にも優る變轉自在の混線状態に陥つてゐるだけに、一九一四年以前を想起せしめる一觸即發の危険性を包藏してゐるとは云ひ乍ら、却つて第二次大戦の勃發を困難ならしめてゐるといふ穿つた觀測さへ行はれ得るに至つた。

斯やうに錯雜輻輳した混線状態を背景として起つたスペイン内亂である。佛蘇が好意を持つと云ふ政府軍が勝つにしても、獨伊が主義上同情を表する反政府軍が勝つにしても其の影響する處は大いである。ヨーロッパ國家群の交錯關係は別とし、スペイン一國のみの純然たる内亂としてその歸趨を豫測するに、元來内亂は陸軍を中心とし警察隊の一部、國粹黨その他の右翼團體並びに王黨分子が参加し

てゐるものと見られ、これらの右翼諸黨派がスペイン各地に彌漫する社會主義、共產主義乃至はアナルコソニヤイカリスト等の左翼勢力を打倒し、強力な右翼政府を樹立すべきことを目標としてゐるもので、必ずしも共和制そのものを破壊せんと企圖してゐるものでなく、現に反政府軍首領であるフランコ、モラ爾將軍の如きも共和主義者であると云はれ、又右翼必ずしも王黨と限らず、これが爲め國粹黨と王黨との間で早くも樂屋打ちを演ぜんとしてゐるなど傳へられてゐる状態であるから、假に這次の革命が成功するやうな場合と雖ども、直ちにスペイン共和國が崩壊してブルボン王朝の復辟が到来するだらうとの豫断を許さない。動亂勃發以來兩軍は各、占據地のラデオその他を利用して、何れも自派の有利な宣傳攻勢を試みてゐる爲め、戦況の前途容易に逆轉し難く、従て左右兩翼何れが覇權獲得に奏功するかも未知數であるが、稍、想像し得ることは、内亂を惹起したものが軍隊を主力とする右翼派である以上、革命成就の暁は必ずやファシヨ的獨裁政府の出現を見るべく、これに反して現在の政府軍は共和黨政權に在るもの、その實權は社會黨その他の極左系によつて支配されてゐる關係上、内亂鎮定し政府軍が勝利を斬り得る場合は共產革命に等しい事態を發生し、現在の左翼共和政府よりも一層左傾した労働者や農民の合作から成る獨裁政府が成立する可能性があると見られ、現に九月四日ホセ・ヒラル内閣總辭職し、フランシスコ・カラルゴカバリエロ氏が第四次人民戦線内閣を組織したが、氏が「スペインのレトリシ」と稱名される左翼國士であることはこの間の消息を有力に暗示してゐるやうに思はれる。亦假に反政府軍に凱歌が擧がる

としても前記の如き樂屋打ちに加ふるに、スペイン全土、殊に左翼の根據地とも云ふべきカタロニア地方及びアストゥリア方面の不定には相當の期間を要すべく、他方更に左傾的政府が確立したとしてもスペインの共產化激成は、その常套的クーデターの斷行を伴ひ益々混亂を加重するのではないかと危懼され、何れにせよスペインの政情、社會並びに經濟上の不安動搖は尙分免れ難い運命に在るものと見られてゐる。

二、ヨーロッパ列國の動向

スペイン内亂に對する歐洲國家群の動向を見るに、人民戦線内閣の筆頭たるフランスは夙に露庫相通する處から、内亂勃發と共に政府軍に武器彈藥飛行機等を供給したとの風評が傳はり反政府的右翼新聞は、政府の態度を監視すると云ふ態度を執つてゐたが、七月二十五日の閣議に於てフランス政府は嚴正中立の態度を執るに決し、八月一日附を以て先づ英伊兩國に對し、次で獨、白、蘇聯、葡始め主要關係國に對西不干涉主義の採用方を勸奨し、越えて八月六日更に對西武器禁輸を骨子とする不干涉協定案を前記關係列國に提示して、スペインの内亂不擴大のイニシアチブを獲得した。フランスの提唱はイギリスの全權的同意によつて推進力を加へられ、これを二府強化する目的を以て九月九日の第一回會合を皮切りとしてロンドンに對西不干涉實施國際委員會を間歇的に開會することとなり在歐二十八箇國代表がこれに出席することとなつた。英佛兩國殊にフランスが何故に不干涉主義のコンダ

クターとなつたか? これよりさき七月三十一日フランス新聞はスペイン領モロッコに向つたイタリア飛行機六臺の中三臺がアルゼリアのオラン附近に不時着陸したといふ事實を報道し、八月一日の新聞は更にイタリアの飛行機十四臺がモロッコに到着して反政府軍援助工作に着手したと報じ、又ポルトガルも反政府軍に同情を寄せてゐる行懸り上、萬一政府軍の鎮定が奏功するやうな場合は、早晩報復手段を受けるであらうことを懼れて英國に對し事前に援助保障方を申出でたなど、傳へられ、英佛兩國の平和工作にも拘らず、八月三日に至りセツタに入港したドイツ巡洋艦ドイッチェランド號の艦長がフランス將軍を訪問し交歓を遂げたとの報道が到着したので、右は恰かも世界大戰前ドイツ皇帝ウイヘルム二世がモロッコに軍艦を派遣したことを髣髴たらしめるものであるとして、フランス側の異常なセンセーションを煽つた。底意に於て政府軍に同情を寄せながら喧嘩兩成敗といふ消極的態度で終始せねばならぬフランス政府の態度に關してブルム首相は九月六日、社會黨の佛國共和記念大會に於て率直に「佛國政府の同情は西國現政府に在る、フランス將軍勝利の場合佛國が南部國境及びモロッコの關係上不利の地位に立つことは豫測し得るも、佛國にして西國現政府を援けんか、ブルゴス叛軍政府を承認援助する國他に起るべく斯くては世界大戰となる危険あり云々」と告白してゐる説明によつて盡さる。

又イギリスが公私共に舉つて嚴正中立を標榜してゐるのは、若し反政府軍が勝利者となり獨伊とスペインとの關係が密接となる時はさきに五月イタリアのエチオピア併合により著しく地中海の覇權を制限さ

れた上に、西地中海岸に於ても更に獨伊の傀儡を生ずるが如き事態起れば地中海に於ける制海權に大なる障礙を生ずるものと云ふべく英國として之は堪を難き苦痛であり、これに反して政府軍が勝利を得る場合は佛蘇に緊密なる左傾的政權が確立され、地中海の兩端が赤色に塗りつゞざる俱があり、ヨーロッパ全局のバランス維持の上から見てもイベリア半島を赤か黒かの極端な色彩で塗り換へることはイギリスの傳統政策に反することとなるので能ふ限り波瀾を最小限度に喰止めんとするは無理からぬことである。然し乍ら不干渉協定成立後と雖ども佛蘇兩國に於ける共產黨系勞働者の對西政府軍援助運動の執拗なる再燃、また肝心のスペインに於てもマドリッド新聞論調は、列國の不干渉主義は、適法政府と叛軍とを同一視するものであつて不可解なりとし、その實際的效果は只反政府軍に交戦團體たる資格を齎す前提となるに過ぎぬとして、列國の態度に懽らずと難詰する傾向を示し、蘇聯に於ける同一論調と相呼應しつつある。現在の處不干渉主義はロンドンに於ける國際委員會に於て曲りなりにも保持されたる形式を執つてゐるが、義捐金その他による私的援助が高潮に達するに伴ひ如何なる事態が発生するやも保し難く、不干渉實施國際委員會の使命遂行は異常の努力を要するものと觀られる。

スペイン内亂の戦塵未だ収まらざるに偶、ヨーロッパに起つたその後の事例を見ると、ニユーロンベルヒに於けるナチス大會を切掛けとする獨蘇の宣傳戰の尖鋭化、聯盟總會に於けるエチオピア代表の資格審査に於ける英佛對蘇始め諸小國の論戰、來るべき新ロカルノ會議開催に對する流産の危惧、フラン

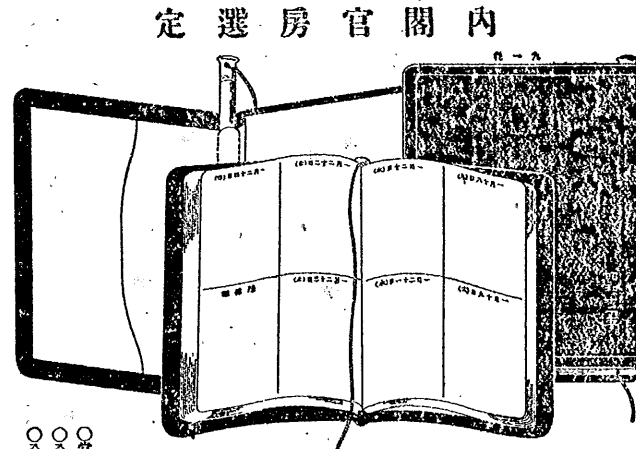
切下げによる金本位ブロックの崩壊などヨーロッパの形勢はいよいよ以て混亂の極に達せんとし、底止する處を知らぬ情勢を馴致するに至つた。スペイン内亂が此の渦中から如何にして救出されるであらうか。内亂の動機、發展動向、これを繞る列國の動きに就いては次號にて詳述することとする。

内閣印刷局發賣官報其他刊行書目 (昭和十一年十月現在)

官報	一月一冊 外一冊 各一冊	九十五錢 一圓八十錢 一圓八十錢	帝國實行政算提要	四十五錢
法令彙編	各一冊	十錢	帝國歲入歲出實行政算	六十五錢
官廳刊行圖書目錄	各一冊	十錢	地方財政改善三關スル 內閣會議中間報告	一圓八十錢
第六十八回帝國議會 議事速記錄集	二冊	五十錢	日本外國貿易年表	三圓五十錢
輸出水產物取締關係法規	八冊	十錢	大藏省年報	三圓五十錢
漁業法及漁業組合令	三冊	十錢	國債統計年報	二圓五十錢
列國資源振興要第二號	三冊	十五錢	日本財政經濟年報	二圓
重要礦物資源	一冊	十錢	金融事項參考書	一圓六十錢
孝子德行錄	三冊	十錢	銀行局年報	六圓五十錢
學校體操教授要目	十冊	五十錢	銀行總覽	二圓五十錢

職員手帖(昭和十二年用)

定價金三十五錢 (送料不要)



内閣官房選定

官公吏、軍人、學

校職員ノ携帶用

トシテ特製

用紙 薄手紙質紙
大寸 四角型格D型
形共ニ標準型
裝幀 黒革表紙給紙附
価格亦低廉
昨年版ニ比シ更
ニ内容ノ充實、裝
幀ノ改善ヲ施シ
面目一新

中込所
○當局發賣掛
○全国各地官報發賣所
○全国各地主要書店

東京市麹町區大手町

内閣印刷局發行

電話九ノ内三五二一九番
振替東京一九〇〇番

◎内容

- 日記(月間・五日・三日)
- 官公吏ノ勤務
- 成事留書
- 國民義務作興ニ關スル留書
- 國民義務程度ニ關スル留書
- 大日本帝國憲法
- 皇親貴族
- 皇室ニ關スル事項
- 御歴代天皇即位年代及年號表
- 恒例儀式祭典心得
- 儀式祭典ニ參列スベキ者ノ原
- 則
- 勲章佩用式
- 勲章記章略章等ノ佩用ニ關ス
- ル心得
- 國旗ノ制式及掲揚方法
- 公式令
- 内閣官制
- 官吏職務記律
- 官制ノ修正及行政ノ改善
- ニ關スル件
- 官制職務時間
- 官中席次
- 高等官席次
- 判任官席次
- 委任官官年俸表
- 判任官官月俸表
- 年俸一覽
- 服忌表
- 郵便電報掛切符表
- 度量衡表
- 寸法規格及事務用紙標準
- 各官廳電話表
- 住所録
- 餘白(インキ)

週報

第 二 號

○電力統制の
必要性
(遞 信 省)

○觀艦式に就て

—(國際時事解説)—

○歐洲の政局
西班牙内亂を繞りて

昭和十一年十月二十一日

官報附録

昭和十一年十月十四日發行
昭和十一年十月十四日發行

五錢

週報

昭和十一年十月十四日發行
昭和十一年十月十四日發行

(本書ノ大サハ國定規格A5列)

刷別 報週録附報官

昭和十一年十月十四日印刷發行
編輯者 情報委員會
發行所 内閣印刷局
販賣所 内閣印刷局發賣掛
東京市豊町區大手町
電話九ノ内(23)三二一九
振替東京一九〇〇番
全国各地官報販賣所
全国各地主要書店